

許可番号 062 1 1 171980

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市駿河区南安倍三丁目21番17号

氏 名 株式会社大地工業

代表取締役 天野 大地

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡市長 田 辺 信 宏



許可の年月日 令和 5年1月5日

許可の有効年月日 令和10年1月4日

1. 事業の範囲

別に記載のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
別に記載のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

事業の範囲

事業の区分

収集・運搬（積替え、保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類

汚泥【水銀使用製品産業廃棄物（水銀電池、空気亜鉛電池及び水銀等の使用に関する表示がされている一次電池（アルカリボタン電池、酸化銀電池、マンガン乾電池及びアルカリ乾電池））に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。】、廃プラスチック類【水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ及びH I Dランプ）及び石綿含有産業廃棄物に限る。】、金属くず【水銀使用製品産業廃棄物（水銀電池、空気亜鉛電池、水銀等の使用に関する表示がされている一次電池（アルカリボタン電池、酸化銀電池、マンガン乾電池及びアルカリ乾電池）、蛍光ランプ及びH I Dランプ）に限る。】、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず【水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ及びH I Dランプ）に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。】、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）

※以上5種類

事業の区分

収集・運搬（積替え、保管行為を除く。）

産業廃棄物の種類

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

※以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管を行う場所の所在地

静岡市駿河区南安倍三丁目509番

積替え又は保管を行う場所の面積

10.26㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

汚泥【水銀使用製品産業廃棄物（水銀電池、空気亜鉛電池及び水銀等の使用に関する表示がされている一次電池（アルカリボタン電池、酸化銀電池、マンガン乾電池及びアルカリ乾電池））に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。】、廃プラスチック類【石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ及びH I Dランプ）に限る。】、金属くず【水銀使用製品産業廃棄物（水銀電池、空気亜鉛電池、水銀等の使用に関する表示がされている一次電池（アルカリボタン電池、酸化銀電池、マンガン乾電池及びアルカリ乾電池）、蛍光ランプ及びH I Dランプ）に限る。】、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず【水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ及びH I Dランプ）に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。】、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）

積替えのための保管上限

2.24㎡

積み上げることができる高さ

—